

部活動に係る活動方針

徳島県立鳴門高等学校

1 活動の基本方針

- 部活動は、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育がめざす資質・能力の育成に資するものであるため、重要な本校教育の一環として位置づける。
- 教職員との関わりの中で、生徒の自主的、自発的な活動を充実させ、好ましい人間関係を構築し、自己肯定感を高めることにより、生徒の豊かな人間性の育成を図る。
- 生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮し、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの防止に留意する。

2 活動について

- 部活動顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画を作成し、校長に提出するとともに部員・保護者に周知する。
- 部活動顧問は、月ごとの活動実績を月末または翌月に作成し、校長に提出する。
- 1日の活動時間は、原則として最大で平日は3時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は4時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効果的な活動を行う。
- 定期考査発表から考査終了日までは、原則活動を許可しない。ただし、大会等が1か月以内にある場合については、「部活動許可願」を提出した上で、活動時間2時間以内に限り許可する。
- 校長は、各部の活動内容を把握し、適宜指導・是正を行う。

3 休養日について

- 学期中は、原則として週当たり1日以上以上の休養日を設ける。休養日に活動した場合には、それに代替する休養日を設ける。月当たり2回程度、土・日曜日、祝日に休養日を設定することが望ましい。
- 長期休業中については、学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。

4 学校単位で参加する大会等の見直しについて

- 生徒や部活動顧問の負担が過度にならないように考慮し、学校単位で参加する大会等を精査する。

5 部費の管理について

- 部活動顧問は、保護者から徴収した活動費等を適切に管理するとともに、その執行状況について年度末に校長に報告する。
- 部活動顧問は、保護者から徴収した活動費の執行状況について保護者に公表する。特に、遠征費等を臨時に徴収した場合には、当該活動終了後できるだけ速やかに保護者に会計報告を行う。
- 校長は、各部活動における会計の執行及び管理状況を確認する。